
平成18年 第2回 築上町議会定例会会議録（第5日）

平成18年6月28日（水曜日）

議事日程（第5号）

平成18年6月28日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第97号 平成18年度築上町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第2 議案第98号 平成18年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第3 議案第99号 平成18年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第4 議案第100号 平成18年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第5 議案第101号 平成18年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第102号 築上町まちづくり振興基金条例の制定について
- 日程第7 議案第103号 築上町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第104号 築上町非常勤水難救助隊員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第105号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第106号 築上町農業公園条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第107号 築上町森林とのふれあい施設条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第108号 築上町商工業研修センター条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第109号 築上町集落センター条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第110号 築上町学習等供用施設条例の全部を改正する条例制定について
- 日程第15 議案第111号 築上町集会所条例の制定について
- 日程第16 議案第112号 築上町文化会館（コマーレ）条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第113号 築上町社会福祉センター条例の全部を改正する条例の制定について

日程第18	議案第114号	築上町地区集会所条例の制定について
日程第19	議案第115号	築上町 F M放送施設条例の全部を改正する条例の制定について
日程第20	議案第116号	築上町椎田学習等供用施設条例の制定について
日程第21	議案第117号	築上町教育集会所条例の制定について
日程第22	議案第118号	築上町パークゴルフ場条例の制定について
日程第23	議案第119号	船迫窯跡公園条例の一部を改正する条例の制定について
日程第24	議案第120号	築上町有機液肥製造施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第25	議案第121号	築上町火葬場条例の制定について
日程第26	議案第122号	築上町介護予防拠点施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第27	議案第123号	築上町高齢者ボランティア育成施設条例の制定について
日程第28	議案第124号	築上町高齢者・若者活性化センター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第29	議案第125号	築上町ふるさと公園広場条例の一部を改正する条例の制定について
日程第30	議案第126号	築上町牧の原キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について
日程第31	議案第127号	築上町龍城院キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について
日程第32	議案第128号	築上町寒田生産物直売所条例の一部を改正する条例の制定について
日程第33	議案第129号	築上町農産物加工処理施設及び展示施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第34	議案第130号	築上町椎田駅前駐輪場等条例の一部を改正する条例の制定について
日程第35	議案第131号	築上町駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
日程第36	議案第132号	築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第37	議案第133号	築上町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第38	議案第134号	公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第39	議案第135号	公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第40	議案第136号	公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第41	議案第137号	公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第42	議案第138号	公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第43	議案第139号	公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第44	議案第140号	公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第45	議案第141号	公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第46	議案第142号	公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第47	議案第143号	福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村数の増減について

- 日程第48 議案第144号 京築広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第49 議案第145号 豊築地区障害程度区分認定審査会の共同設置について
- 日程第50 議案第146号 福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減について
- 日程第51 議案第147号 福岡県自治会館管理組合を組織する町村数の減少について
- 日程第52 議案第148号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第53 議案第149号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第54 議案第152号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第55 意見書案第5号 ハンセン病療養所の「胎児標本」の取扱に関する意見書（案）について
- 日程第56 請願第2号 出資法の上限金利の引下げ等「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める請願書
- 日程第57 陳情第3号 信号機設置に関する陳情書
- 日程第58 陳情第4号 上大坪農道に関する陳情
- 日程第59 継続分意見書案第2号 医療制度改革関連法案に反対する意見書（案）について
（追加分）
- 日程第60 議案第153号 平成18年度築上町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第61 議案第154号 物品売買契約の締結について
- 日程第62 意見書案第6号 在日米軍再編に伴う築城基地における米軍使用強化反対の意見書（案）について
- 日程第63 意見書案第7号 出資法の上限金利の引下げ等「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書（案）について
- 日程第64 常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第97号 平成18年度築上町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第2 議案第98号 平成18年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第3 議案第99号 平成18年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算

(第1号)について

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第4 | 議案第100号 | 平成18年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第5 | 議案第101号 | 平成18年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第6 | 議案第102号 | 築上町まちづくり振興基金条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第103号 | 築上町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第104号 | 築上町非常勤水難救助隊員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第105号 | 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第106号 | 築上町農業公園条例の全部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第107号 | 築上町森林とのふれあい施設条例の全部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第108号 | 築上町商工業研修センター条例の全部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第109号 | 築上町集落センター条例の全部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第110号 | 築上町学習等供用施設条例の全部を改正する条例制定について |
| 日程第15 | 議案第111号 | 築上町集会所条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第112号 | 築上町文化会館(コマーレ)条例の全部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第113号 | 築上町社会福祉センター条例の全部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第114号 | 築上町地区集会所条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第115号 | 築上町FM放送施設条例の全部を改正する条例の制定について |
| 日程第20 | 議案第116号 | 築上町椎田学習等供用施設条例の制定について |
| 日程第21 | 議案第117号 | 築上町教育集会所条例の制定について |
| 日程第22 | 議案第118号 | 築上町パークゴルフ場条例の制定について |
| 日程第23 | 議案第119号 | 船迫窯跡公園条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第24 | 議案第120号 | 築上町有機液肥製造施設条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第25 | 議案第121号 | 築上町火葬場条例の制定について |
| 日程第26 | 議案第122号 | 築上町介護予防拠点施設条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第27 | 議案第123号 | 築上町高齢者ボランティア育成施設条例の制定について |

- 日程第28 議案第124号 築上町高齢者・若者活性化センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第125号 築上町ふるさと公園広場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第126号 築上町牧の原キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第127号 築上町龍城院キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第128号 築上町寒田生産物直売所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第129号 築上町農産物加工処理施設及び展示施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第130号 築上町椎田駅前駐輪場等条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議案第131号 築上町駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議案第132号 築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第37 議案第133号 築上町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第38 議案第134号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第135号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第136号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第41 議案第137号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第42 議案第138号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第43 議案第139号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第44 議案第140号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第45 議案第141号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第46 議案第142号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第47 議案第143号 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村数の増減について
- 日程第48 議案第144号 京築広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第49 議案第145号 豊築地区障害程度区分認定審査会の共同設置について
- 日程第50 議案第146号 福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減について
- 日程第51 議案第147号 福岡県自治会館管理組合を組織する町村数の減少について
- 日程第52 議案第148号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第53 議案第149号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第54 議案第152号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第55 意見書案第5号 ハンセン病療養所の「胎児標本」の取扱に関する意見書（案）に

ついて

日程第56 請願第2号 出資法の上限金利の引下げ等「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める請願書

日程第57 陳情第3号 信号機設置に関する陳情書

日程第58 陳情第4号 上大坪農道に関する陳情

日程第59 継続分意見書案第2号 医療制度改革関連法案に反対する意見書（案）について

（追加分）

日程第60 議案第153号 平成18年度築上町一般会計補正予算（第3号）について

日程第61 議案第154号 物品売買契約の締結について

日程第62 意見書案第6号 在日米軍再編に伴う築城基地における米軍使用強化反対の意見書（案）について

日程第63 意見書案第7号 出資法の上限金利の引下げ等「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書（案）について

日程第64 常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

出席議員（29名）

1番 塩田 文男君	2番 工藤 久司君
3番 山中 正治君	5番 白石 隆則君
6番 田村與四郎君	7番 吉元 一也君
8番 西畑イツミ君	9番 小林 和政君
10番 塩田 昌生君	11番 繁永 隆治君
12番 竹本 眞澄君	13番 田村 兼光君
14番 宮下 久雄君	15番 丸山 年弘君
16番 田原 親君	17番 平野 力範君
18番 高島 末吉君	19番 成吉 暲奎君
20番 辻上 浩君	21番 武道 修司君
22番 神下 忠君	23番 中島 英夫君
24番 岡田 信英君	25番 川端 政廣君
26番 信田 博見君	27番 吉元 成一君
28番 吉元 實君	29番 有永 義正君

30番 西口 周治君

欠席議員（１名）

4番 金澤 久芳君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 江本偉久雄君

主査 西畑 弥生君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	助役	八野 紘海君
収入役	岡部 和徳君	総務課長	中村 信雄君
教育長	神 宗紀君	秘書課長	西村 好文君
財政課長	田原基代孝君	企画課長	加来 篤君
地域振興課長	中野 誠一君	人権課長	吉田 一三君
住民課長	遠久 隆生君	税務課長	椎野 義寛君
健康福祉課長	吉留 久雄君	高齢者福祉課長	吉留 正敏君
産業課長	出口 秀人君	建設課長	内丸 好明君
上水道課長	中嶋 澄廣君	下水道課長	平岡 司君
会計課長	川崎 道雄君	農委事務局長	大田 隆君
教育委員会椎田事務所（課長）			松田 倫夫君
住民生活室長	落合 泰平君	管理課長	白川 義雄君
企業立地課長	竹本 正君	環境課長	後田 幸政君
学校教育課長	中村 一治君	生涯学習課長	神崎 一貴君
監査室長	吉留 康次君	審議官	片山 益朗君
審議官	田村 秀吉君	審議官	安田 美鈴君
審議官	舟川 忠良君	審議官	小林 實君

午前10時00分開議

○議長（田原 親君） おはようございます。ただいまの出席議員は29名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

ただいまから議事に入ります。

-----・-----・-----

日程第 1 . 議案第 9 7 号

- 議長（田原 親君） 日程第 1、議案第 9 7 号平成 1 8 年度築上町一般会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。文教常任委員長。

- 文教常任委員長（武道 修司君） 議案第 9 7 号平成 1 8 年度築上町一般会計補正予算（第 2 号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、学校施設及び社会教育施設のアスベスト除去等工事経費・学供施設修繕・町民体育祭等が主なものであるが、一部反対意見があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

- 議長（田原 親君） 次に、厚生常任委員長。

- 厚生常任委員長（西口 周治君） 議案第 9 7 号、所管の項目について慎重に審査した結果、福祉外出支援サービス委託料・介護保険広域連合負担金・小型合併処理浄化槽設置補助助成金・簡易水道事業特別会計繰出金・学童保育経費・医療費扶助が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 議長（田原 親君） 産業建設常任委員長。

- 産業建設常任委員長（岡田 信英君） 議案第 9 7 号、所管の項目について慎重に審査結果、イベント費補助金・道路新設工事費・企業誘致関係の測量設計委託料等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

- 議長（田原 親君） それじゃ、総務常任委員長。

- 総務常任委員長（吉元 成一君） 議案第 9 7 号、所管分について慎重に審議した結果、町内巡回バス事業経費・まちづくり推進交付金・京築地区広域市町村圏事務組合負担金・防火水槽新設工事費・まちづくり振興基金積立金などが主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので報告いたします。

- 議長（田原 親君） 御苦労でございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。辻上議員。

- 議員（20 番 辻上 浩君） 議案 9 7 号につきましては、反対の立場で討論いたします。

アスベストの除去工事など、緊急を要す予算の必要性は重々わかりますけれども、大きな部分を占めておりますのは合併の特例債を使って基金をつくるという項目でございます。質疑の中でも明らかになりましたが、３割は新たな自治体の借金となります。大半の部分が交付税化されるという措置につきましても、政府の姿勢は地方交付税の総額を強く抑える傾向にあります。今後、自治体の負担がより一層ふえる可能性を含んでおりますので、現時点でのこの基金の積み立てということにつきましては反対したいと思います。

また、もう一点、所管の部分につきまして委員長の一部反対意見と言われました中身ですけれども、町人権同和教育研究会の補助金として３５０万円計上されていますが、この会につきまして、組織第４条に、この会は築上町に在住する者及び勤務する者全員をもって組織するというふうに規約上なっておりまして、任意の民間運動団体にはそぐわない内容を持っております。改正されなければ補助の対象とすべきでないと考えますので、以上の理由をもって反対をいたします。

○議長（田原 親君） 御苦労でございます。

続いて、賛成意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより議案第９７号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第９７号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（田原 親君） 御苦労でございます。挙手多数です。よって、議案第９７号は委員長の報告のとおり可決されました。

-----・-----・-----

日程第２．議案第９８号

○議長（田原 親君） 日程第２、議案第９８号平成１８年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西口 周治君） 議案第９８号平成１８年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について、本案について慎重に審査した結果、保険療養給付負担金が主なものであるが、一部反対の意見があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田原 親君） 御苦労ございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これより質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。西畑議員。

- 議員（８番 西畑イツミ君） 議案第９８号国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について反対討論いたします。

保険給付費が大幅に伸びているので、合併して今年度ゼロからスタートする、要る分を計上したとの説明がありましたが、全世帯の半分が国民健康保険に加入しています。農業者や自営業者あるいは退職者や無職の方を対象にしております。国民健康保険の会計は独立採算だからと言われますが、一般会計から繰り入れて支払い能力の低い人たちを救済している自治体も近隣にはあります。健康を損ね、かえって医療費の増大をもたらします。長引く不況による所得の減少に加え、定率減税の廃止や介護保険料の値上げで、滞納世帯の増加が予想されます。住民負担がふえることには反対です。

以上が反対の理由です。

- 議長（田原 親君） これより賛成意見の方。吉元議員。

- 議員（７番 吉元 一也君） ちょっと失礼ですけど、西畑議員は国保ですか。国保だし、国保の基本理念っていう、この国民健康保険がまず最初に設置された条件が、保険証一つでいつでもどこでもだれでも医療が受けられるって、こういう制度は世界各国、日本にしかないわけです。これは世界から見れば、この日本の国保制度、この医療制度っていうものは世界遺産に等しい、こういう優れた制度でありますから、そのゆえに使い勝手がよくて、こういう国保の危機を生んだものだと思います。これは、ほとんどが保険給付費の値上げでございまして、これは、町長が言われたようにゼロから戻すんだと、このまま滞納、旧築城町ですけど、築城町でいえば年間４，０００万ぐらいの赤字を生んでおりました。１年で、単年度で４，０００万、２年目は８，０００万というふうな、それだけ大変な状況にあることだから、これはもう累積赤字を雪だるま式にふやすよりも、こうしてゼロに戻して、新たに国保の給付費等が上がらないような施策を考えていくべきだと。そういう意味からも、これゼロにして、新たな住民に啓蒙するちゅうか、指導するっていう意味で、これだけ大変ですよっていうことで私は賛成討論といたします。

- 議長（田原 親君） 御苦労でございます。

これより議案第９８号について採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第９８号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

- 議長（田原 親君） 挙手多数です。よって、議案第９８号は委員長の報告のとおり可決されました。

-----・-----・-----
日程第３．議案第９９号

- 議長（田原 親君） 日程第３、議案第９９号平成１８年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

- 厚生常任委員長（西口 周治君） 議案第９９号平成１８年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について、本案について慎重に審査した結果、一般会計繰入金が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
- 議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第９９号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第９９号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第９９号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

-----・-----・-----
日程第４．議案第１００号

- 議長（田原 親君） 日程第４、議案第１００号平成１８年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

- 厚生常任委員長（西口 周治君） 議案第１００号平成１８年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について、本案について慎重に審査した結果、水洗便所助成金・公営企業金融公庫償還元金が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
- 議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第１００号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第１００号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第１００号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

-----・-----・-----

日程第５．議案第１０１号

- 議長（田原 親君） 日程第５、議案第１０１号平成１８年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

- 厚生常任委員長（西口 周治君） 議案第１０１号平成１８年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）について、本案について慎重に審査した結果、一般会計繰入金・簡易水道施設工事費が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第１０１号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第１０１号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第１０１号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

-----・-----・-----

日程第６．議案第１０２号

- 議長（田原 親君） 日程第６、議案第１０２号築上町まちづくり振興基金条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

○総務常任委員長（吉元 成一君） 議案第１０２号築上町まちづくり振興基金条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、町民の連帯強化等により魅力あるまちづくりの推進のための条例制定であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

○議長（田原 親君） 御苦労でございます。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。辻上議員。

○議員（２０番 辻上 浩君） 補正予算の際にも反対したように、この原資となる合併特例債につきましては、３割は新たな町の借金となる上に、地方交付税の減額もこれから政府の姿勢として色濃く出ております。そういう中で、この基金が将来にわたって町民の本当に役に立つかどうか、甚だ疑問がある諸点がありますので、本振興基金条例につきましては反対をいたします。

また、あわせて条例の中身といたしましても、これを具体的に何に使っていくのかということにつきましても具体性に乏しく、さらに３条の２につきましては、基金に属する現金は必要に応じて最も確実かつ有利な有価証券にかえることができるとあります。これは執行権者に与えられておる権利であって、これに対する歯どめということもはっきりしておりません。

以上の諸点をもって反対をいたします。

○議長（田原 親君） 御苦労でございます。

次に、賛成意見の方。吉元議員。

○議員（２７番 吉元 成一君） 議案第１０２号について、賛成の立場から討論いたします。

辻上議員指摘の３割の負担になるということですが、逆に言えば７割をいただけると。１０年後には、それが確かに築上町の町民のために使えると。そういった意味からすると、差し引き計算したら算数でできる計算だと思います。

それで、政府が締めつけてくる可能性もあると、こう言ってますが、これは、合併特例債に関してはやっぱり町長がそこまでちゃんと勉強して、締めつけをされないように努力すると。

また、いわゆる有価証券にかえる可能性があると言ってますが、ちゃんと委員会等でも町長はその件について答弁もしておりますし、収入役も答弁をしております。それについては、そういうふうには有価証券にかえる気持ちはないと、こういうふうに言ってます。それを信じて賛成いたします。

○議長（田原 親君） 御苦労でございます。

これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより議案第１０２号について採決を行います。本案に対する委

員長の報告は可決です。議案第１０２号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

- 議長（田原 親君） 御苦労でございます。挙手多数です。よって、議案第１０２号は委員長の報告のとおり可決されました。

-----・-----・-----

日程第７．議案第１０３号

- 議長（田原 親君） 日程第７、議案第１０３号築上町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

- 総務常任委員長（吉元 成一君） 議案第１０３号築上町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本委員会に付託の本議案について慎重審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。
- 議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで質疑を終わります。
これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これより議案第１０３号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第１０３号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第１０３号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

-----・-----・-----

日程第８．議案第１０４号

- 議長（田原 親君） 日程第８、議案第１０４号築上町非常勤水難救助隊員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

- 総務常任委員長（吉元 成一君） 議案第１０４号築上町非常勤水難救助隊員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本委員会に付託されました上記議案につきましては、議案１０３号の消防団員の関係法令の改正に伴うものであり、原案のとおり可

決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

- 議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これより議案第104号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第104号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第104号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

-----・-----・-----

日程第9．議案第105号

- 議長（田原 親君） 日程第9、議案第105号築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

- 厚生常任委員長（西口 周治君） 議案第105号築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、国保財政の健全化を目指すための税率の見直しを行い、国保財政の安定を図るための条例一部改正であるが、一部反対の意見があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
- 議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。西畑議員。

- 議員（8番 西畑イツミ君） 議案第105号国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、委員会でも反対しました。反対の立場で討論いたします。

国民健康保険運営を今年度ゼロからスタートするために、国民健康保険税を大幅に上げることに賛成できません。医療費も上がって生活費を削るしか生活できない状態なのに、さらに追い込むことになります。私は、ただ保険税を上げるのではなく、滞納者をつくらない方策をプロジェクトチームをつくって対策をとるように言ってきました。やっと予防に力を入れる対策を

とる計画ですが、保険税の収納率が93%を下回るとペナルティーが科せられ、国の調整交付金を下げられます。そうすると、一層国保財政が悪化し、保険税を値上げする、滞納者がふえるという悪循環に陥ります。値上げによって、さらに資格証明書発行がふえるのではないかと危惧されます。来年、赤字を解消して、黒字に転じるとは到底思えません。

終わりに、年間所得300万円で4人家族、夫婦2人と子供2人、固定資産なしの40歳の国保税のシミュレーションをしてみました。旧椎田では48万6,600円になり、旧築城では59万3,100円になることがシミュレーションで出ております。そのことを申し添えまして反対の討論を終わります。

○議長（田原 親君） 御苦労でございます。

次に、賛成意見の方。西口議員。

○議員（30番 西口 周治君） 国保審議会の方でもかなり審議いたしました。住民の負担が過剰になるんじゃないかと。でも、平成17年度にはゼロからのスタートと、18年度はゼロからですよということで一般財源を投入しております。そして、半数、住民の半数が国保と言っておりますが、その半数は社会保険でございます。社会保険の方は、もう丸々取られて黙って泣き寝入りと、国保の人たちはどんどん税を投入するというわけにもまいりません。そして、3年後には旧椎田町、旧築城町が統一しなければなりません。そのときに10万円を超える値上げ、これはもう絶対避けなければならないということで、今のうちにとにかく使う方側をやめてもらおうと、やめてもらわないけれども、下げてもらおうということも審議されまして、旧築城町の方でも非常に値上げになっておりますが、今までの施策の中でそういうふうなすり合わせがなされてなかったということも一つの値上げの要因にあります。ですので、今から3年後を見据えまして、そのときに速やかに移行できるように願ひまして、ことしの値上げを決断したわけでございます。これは国保審議会でも全員の賛成をいただいております。よって、この賛成討論とさせていただきます。

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより議案第105号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第105号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（田原 親君） 御苦労でございます。挙手多数です。よって、議案第105号は委員長の報告のとおり可決されました。

-----・-----
日程第10・議案第106号

- 議長（田原 親君） 日程第１０、議案第１０６号築上町農業公園条例の全部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

- 産業建設常任委員長（岡田 信英君） 議案第１０６号築上町農業公園条例の全部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、従来の委託管理から指定管理者に移行するための条例の全部の改正であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上。

- 議長（田原 親君） 本案について委員長の報告終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第１０６号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第１０６号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第１０６号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

-----・-----・-----

日程第１１．議案第１０７号

- 議長（田原 親君） 日程第１１、議案第１０７号築上町森林とのふれあい施設条例の全部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

- 産業建設常任委員長（岡田 信英君） 議案第１０７号築上町森林とのふれあい施設条例の全部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、従来の委託管理から指定管理者に移行するための条例の全部の改正であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

- 議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第１０７号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第１０７号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第１０７号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

-----・-----・-----

日程第１２．議案第１０８号

- 議長（田原 親君） 日程第１２、議案第１０８号築上町商工業研修センター条例の全部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

- 産業建設常任委員長（岡田 信英君） 議案第１０８号築上町商工業研修センター条例の全部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、従来の委託管理から指定管理者に移行するための条例の全部の改正であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

- 議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第１０８号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第１０８号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第１０８号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

-----・-----・-----

日程第１３．議案第１０９号

- 議長（田原 親君） 日程第１３、議案第１０９号築上町集落センター条例の全部を改正する

条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

- 産業建設常任委員長（岡田 信英君） 議案第１０９号築上町集落センター条例の全部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、従来の委託管理から指定管理者に移行するための条例の全部の改正であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

- 議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第１０９号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第１０９号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第１０９号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

-----・-----・-----

日程第１４．議案第１１０号

- 議長（田原 親君） 日程第１４、議案第１１０号築上町学習等供用施設条例の全部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。文教常任委員長。

- 文教常任委員長（武道 修司君） 議案第１１０号築上町学習等供用施設条例の全部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、従来の委託管理から指定管理者に移行するための条例の全部改正であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

- 議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第１１０号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第１１０号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第１１０号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

-----・-----・-----

日程第１５．議案第１１１号

- 議長（田原 親君） 日程第１５、議案第１１１号築上町集会所条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。文教常任委員長。

- 文教常任委員長（武道 修司君） 議案第１１１号築上町集会所条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、従来の委託管理から指定管理に移行するための条例の制定であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

- 議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第１１１号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第１１１号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第１１１号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

-----・-----・-----

日程第１６．議案第１１２号

- 議長（田原 親君） 日程第１６、議案第１１２号築上町文化会館（コマーレ）条例の全部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。文教常任委員長。

- 文教常任委員長（武道 修司君） 議案第１１２号築上町文化会館（コマーレ）条例の全部を改

正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、従来の委託管理から指定管理者に移行するための条例の制定であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第１１２号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第１１２号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第１１２号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

-----・-----・-----

日程第１７．議案第１１３号

- 議長（田原 親君） 日程第１７、議案第１１３号築上町社会福祉センター条例の全部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

- 厚生常任委員長（西口 周治君） 議案第１１３号築上町社会福祉センター条例の全部を改正する条例の制定について、本案について審査しました結果、委託管理から指定管理者に移行するための条例の全部改正であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第１１３号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第１１３号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第１１３号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

-----・-----・-----

日程第１８．議案第１１４号

- 議長（田原 親君） 日程第１８、議案第１１４号築上町地区集会所条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。文教常任委員長。

- 文教常任委員長（武道 修司君） 議案第１１４号築上町地区集会所条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、従来の委託管理から指定管理者に移行するための条例の制定であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
- 議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第１１４号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第１１４号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第１１４号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

-----・-----・-----

日程第１９．議案第１１５号

- 議長（田原 親君） 日程第１９、議案第１１５号築上町ＦＭ放送施設条例の全部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

- 総務常任委員長（吉元 成一君） 議案第１１５号築上町ＦＭ放送施設条例の全部を改正する条例の制定について、本委員会に付託の上記案件につきましては、慎重審査の結果、従来の委託管理から指定管理者に移行するための条例の全部改正であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。
- 議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第１１５号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第１１５号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第１１５号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

-----・-----・-----

日程第２０．議案第１１６号

- 議長（田原 親君） 日程第２０、議案第１１６号築上町椎田学習等供用施設条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。文教常任委員長。

- 文教常任委員長（武道 修司君） 議案第１１６号築上町椎田学習等供用施設条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、施設の管理を町の直営とする条例の制定であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第１１６号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第１１６号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第１１６号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

-----・-----・-----

日程第 2 1 . 議案第 1 1 7 号

- 議長（田原 親君） 日程第 2 1、議案第 1 1 7 号築上町教育集会所条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。文教常任委員長。

- 文教常任委員長（武道 修司君） 議案第 1 1 7 号築上町教育集会所条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、施設の管理を町の直営とする条例の制定であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第 1 1 7 号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 1 1 7 号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第 1 1 7 号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

-----・-----・-----

日程第 2 2 . 議案第 1 1 8 号

- 議長（田原 親君） 日程第 2 2、議案第 1 1 8 号築上町パークゴルフ場条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。文教常任委員長。

- 文教常任委員長（武道 修司君） 議案第 1 1 8 号築上町パークゴルフ場条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、施設の管理を町の直営とする条例の制定であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これより議案第１１８号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第１１８号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第１１８号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

-----・-----・-----

日程第２３．議案第１１９号

- 議長（田原 親君） 日程第２３、議案第１１９号船迫窯跡公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。文教常任委員長。

- 文教常任委員長（武道 修司君） 議案第１１９号船迫窯跡公園条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、施設の管理を町の直営とする条例の改正であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
- 議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第１１９号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第１１９号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第１１９号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。
- 議員（２７番 吉元 成一君） 議長、提案であります。議案１２０号から１２３号までは厚生委員会に付託された案件であり、１２４号から１２９号までについては産業建設委員会に付託された案件だと承知しています。この件につきまして、今ずっと委員長報告をやっていますが、もし委員会でいろんな異議がなければ、これ指定管理者に変えるための委員会付託だと思います。そういったことを含めて一括委員長報告をしていただき、採決については個別にやるという方法をとっていただいたらどうかと思いますが、どうでしょうか。諮ってください。（「異議なし」と

呼ぶ者あり）特別あれば別ですよ。

- 議長（田原 親君） 今、吉元議員の指摘のとおり一括報告を、委員長報告をしたいということでございますが、それでいいですかね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） いいですね。
- 議員（２７番 吉元 成一君） したらい、２０号で説明したとおり、２１、２２、２３全部そうですちゅうたら終わ（ ）。

-----・-----・-----

日程第２４．議案第１２０号

日程第２５．議案第１２１号

日程第２６．議案第１２２号

日程第２７．議案第１２３号

- 議長（田原 親君） それでは、日程第２４、議案第１２０号築上町有機液肥製造施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより２４号より２８号まで一括委員長報告を求めます。（発言する者あり）

- 議員（２７番 吉元 成一君） ２０号から２３号まで厚生で一括。（「厚生っち、２３号」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）
- 議長（田原 親君） それでは、議案第１２０号から議案第１２３号まで厚生常任委員長の報告を求めます。
- 厚生常任委員長（西口 周治君） 議案１２０号、１２１号、１２２号、１２３号、本案について審査しました結果、施設の管理を町の直営とする条例の改正であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
- 議長（田原 親君） これで、続いて言わんか。一括やん。（発言する者あり）わかった、わかった。（「じゃけ、今から採決とる。２０号から順番に（ ）」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。

日程第２４、１２０号について委員長の報告に対する質疑はいいですね。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これより議案第１２０号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第１２０号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第１２０号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第２５、議案第１２１号についてを委員長に対する質疑を求めます。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第１２１号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第１２１号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第１２１号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第２６、議案第１２２号に対する委員長の報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第１２２号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第１２２号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第１２２号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第２７、議案第１２３号に対する委員長の報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第１２３号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第１２３号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第１２３号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

-----・-----・-----

日程第２８．議案第１２４号

日程第２９．議案第１２５号

日程第３０．議案第１２６号

日程第３１．議案第１２７号

日程第３２．議案第１２８号

日程第３３．議案第１２９号

- 議長（田原 親君） お諮りします。日程第２８、議案第１２４号築上町高齢者・若者活性化センター条例の一部を改正する条例から、２９号までを一括委員長報告を求めます。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） それでは、産業建設常任委員長。
- 産業建設常任委員長（岡田 信英君） ただいま議長の報告のとおり、議案１２４号から１２９号まで産業建設常任委員会に付託された案件でございましたが、異論が出ませんでしたので報告します。１２４号から１２９号まで、本案について慎重に審査した結果、施設の管理を町の直営とする条例の一部改正であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

- 議長（田原 親君） 御苦労でございます。これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第１２４号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第１２４号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第１２４号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

１２５号についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第１２５号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第１２５号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第１２５号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第３０、議案第１２６号について委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第１２６号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第１２６号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第１２６号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第３１、議案第１２７号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第１２７号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第１２７号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第１２７号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第３２、議案第１２８号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第１２８号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第１２８号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第１２８号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第３３、議案第１２９号について委員長の報告に対する質疑を求めます。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第１２９号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第１２９号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第１２９号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

-----・-----・-----

日程第３４．議案第１３０号

日程第 3 5 . 議案第 1 3 1 号

- 議長（田原 親君） 日程第 3 4、議案第 1 3 0 号築上町椎田駅前駐輪場等条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

- 総務常任委員長（吉元 成一君） 議長、3 0 号と 3 1 号が直営にすることに対する条例の一部改正で、議案は違いますけれども、一括でこれ報告していいですか。
- 議長（田原 親君） 何号。
- 総務常任委員長（吉元 成一君） 3 0 号と 3 1 号いっしょに報告いたしますので許可願います。
- 議長（田原 親君） 今、総務委員長からの指摘がありましたが、3 0 号と 3 1 号、一括報告したいということでございます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 総務常任委員長（吉元 成一君） 議案 1 3 0 号築上町椎田駅前駐輪場等条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査をした結果、施設の管理の直営する条例の一部を改正する条例であるので、原案のとおり可決することを決定いたしました。

議案 1 3 1 号築上町駐車場条例の一部を改正する条例についても、直営に関する条例の一部改正であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

- 議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第 1 3 0 号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 1 3 0 号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第 1 3 0 号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第 3 5、議案第 1 3 1 号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第１３１号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第１３１号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第１３１号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

-----・-----・-----

日程第３６．議案第１３２号

日程第３７．議案第１３３号

- 議長（田原 親君） 日程第３６、議案第１３２号築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
- 総務常任委員長（吉元 成一君） 議長、これも、先ほどから指摘しましたように、１３２、１３３号については直営にする条例の一部改正であり、原案のとおり可決するものと委員長報告になってますよね。この２点と、あとの日程の３８から４１までの１３４から１３７までについて指定管理者に対する指定についての案件であります。これも一括報告でいいんじゃないかなと思います。

そしてまた、日程の４２の１３８号から１４２号までの間で、１４１号については厚生委員会ですが、あとは文教委員会の指定管理者の指定についてでございますので、これも一括で順次議案に沿って報告をしたらということでどうでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（田原 親君） ただいま吉元委員長から指摘がありましたように一括報告したいと思えます。１３３号から１３４号までか、３２号と１３３号、よろしゅうございますね。一括報告してということでございますが、１３２号から１３３号。（発言する者あり）７号まで行く。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） 日程第３６、議案第１３２号築上町営住宅、これが、管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

- 産業建設常任委員長（岡田 信英君） ただいま１３２号から１３３号、一括説明をしようという御指摘がございましたので報告します。

議案１３２号築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重

に審査した結果、施設の管理を町の直営とする条例の一部改正であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

１３３号も同じです。

以上です。

- 議長（田原 親君） １３３号は。
- 産業建設常任委員長（岡田 信英君） 同じです。
- 議長（田原 親君） 同じですね。ただいま委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第１３２号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第１３２号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第１３２号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第３７、議案第１３３号について委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第１３３号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第１３３号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第１３３号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

-----・-----・-----

日程第３８．議案第１３４号

日程第 39 . 議案第 135 号

日程第 40 . 議案第 136 号

日程第 41 . 議案第 137 号

- 議長（田原 親君） お諮りします。日程第 38、議案第 134 号から 138、（発言する者あり）（「7 号まで一括」と呼ぶ者あり）7 号、いや 8 号まで。7 号まで。（「8 号は文教（ ）」と呼ぶ者あり）137 号までを一括報告したいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） 日程第 38、議案第 134 号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

- 産業建設常任委員長（岡田 信英君） 議案 134 号から 137 号までは、産業建設常任委員会の付託案件でございました。異論はございませんでした。したがって、議案 134 号から 137 号まで一括して報告します。

公の施設に係る指定管理者の指定について、本案について慎重に審査した結果、管理者の指定手続に適用せず、特定の団体に対して指定するものであり、関係条例の規定を適用し合理的な理由に該当する団体として、築上町農業公園をしいだサンコー株式会社に対し指定するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

あと 37 号まで同じです。

- 議長（田原 親君） 御苦労でございます。これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第 134 号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 134 号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第 134 号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第 39、議案第 135 号公の施設に係る指定管理者の指定についてまで委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第 135 号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 135 号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第 135 号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第 40 を、これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第 136 号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 136 号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第 136 号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第 41、議案第 137 号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第 137 号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 137 号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第１３７号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

-----・-----・-----

日程第４２．議案第１３８号

日程第４３．議案第１３９号

日程第４４．議案第１４０号

- 議長（田原 親君） 日程第４２、議案第１３８号公の施設に係る指定管理者の指定についてから日程第４４、議案第１４０号公の施設に係る指定管理者の指定について一括委員長報告を求めます。
- 議員（２７番 吉元 成一君） 議長、日程４４までして、途中で厚生委員会、ちょっと（ ）。みんな指定管理（ ）。（発言する者あり）
- 議長（田原 親君） 日程第４２、議案第１３８号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。文教常任委員長。

- 文教常任委員長（武道 修司君） 議案第１３８号から議案第１４０号までを一括報告させていただきます。

本案について慎重に審査した結果、管理者の指定手続の適用をしないという案件であり、１３８号につきましては、築上町文化会館（コマーレ）をしいだサンコーに指定するものであります。

１３９号につきましては、築上町学習等供用施設を関係自治会に対し指定するものであります。

議案第１４０号につきましては、築上町集会所を関係自治会及び隣組に指定するというものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第１３８号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第１３８号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第１３８号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第４３、議案１３９号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第１３９号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第１３９号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第１３９号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第４４、議案第１４０号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第１４０号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第１４０号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第１４０号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

-----・-----・-----

日程第４５．議案第１４１号

- 議長（田原 親君） 日程第４５、議案第１４１号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西口 周治君） 議案第１４１号公の施設に係る指定管理者の指定について、本案について管理者の指定手続を適用せず、築上町椎田社会福祉センター及び築城社会福祉センターを社会福祉法人築上町社会福祉協議会に対し指定するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第１４１号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第１４１号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第１４１号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

-----・-----・-----

日程第４６．議案第１４２号

○議長（田原 親君） 日程第４６、議案第１４２号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。文教常任委員長。

○文教常任委員長（武道 修司君） 議案第１４２号公の施設に係る指定管理者の指定について、本案について慎重に審査した結果、前議案と同じように指定管理者を特定の団体に指定するものであります。築上町地区集会所を部落解放同盟豊築協議会の各支部及び全日本同和会福岡県連築城支部に対し指定するものであるが、一部反対の意見があり、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。吉元一也議員。

○議員（７番 吉元 一也君） この、ただいま委員長から報告受けましたが、この中で一部反対意見があり、採決の結果、賛成多数で可決すべきもので決定したということですが、どういう審議した中で反対意見が出たのか、わかりましたら具体的にお知らせください。

○議長（田原 親君） 委員長。

○文教常任委員長（武道 修司君） 一つは、まず法律的な時限が、時限というか、法律が切れて

ると。今の段階になって団体を指定するのはおかしいんじゃないかという意見が1点。

それと、部落解放同盟豊築協議会についての問題で、議員がその会長になってるということで、支部との関係は政治倫理条例に違反するんじゃないかという問題がありまして、その点の含めての反対という意見がありました。

○議長（田原 親君） いいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。辻上議員。

○議員（20番 辻上 浩君） 今の質疑、委員長報告にもありましたけれど、同和対策事業の終結に伴って一般行政へ移行している状況にあって、特定の同和の団体をこれから先10年も指定管理者とすることは、広く、公共の施設として使用するにはなじまないと思ひまして反対をいたします。現状では自治会長、自治会等を指定管理にというのが一番いいのではないかと思います。して反対意見といたしました。

○議長（田原 親君） 次に賛成意見の方。吉元議員。

○議員（27番 吉元 成一君） 今、質疑の、委員長に対する報告に対する質疑の中にありました当事者であります議員の吉元でございますが、政治倫理条例に関しては、補助金を受給する団体の長を務める。正式に言うと私会長じゃありません、委員長ですから、うちの解放同盟は。そういうことも把握できないでそういう発言をすること自体、大変遺憾に思います。補助金を受給する団体の長を議会議員が務めていたら、そこには補助金を出してはならないということで、いただいていたら政治倫理に違反するかもしれませんが、私どもの団体はまだいただいておりません。そして、私ども団体も任期がありますので、任期によっては私が長をやめることも考えられます。

そういったことを含めて、それと特定の同和団体にと申しますが、法的に終結した。皆さんも御存じのとおり、町長を含め、福岡県においても麻生渡県知事を含め、同和対策の法律は失効しましたが、いまだに部落差別は残っているんですよ。だから、今後も引き続きソフト面においては、十分な解決に向けた取り組みをしなければならないと、こういうふうに福岡県の県の基本の方針の中にもうたわれております。

そういった意味からすると、我々は地域において集会所等を活用いたしまして、皆さんとの触れ合い、いろんなソフト面の活動をしていく上で、ずっと従来解放同盟の各支部が任されていた集会所であります。この集会所を利用しながら、地域の町民の皆さんといろんな触れ合いをしながら、ソフト面の活動において、言い過ぎかもしれませんが、築上町にかわって、代表してそういった人権にかかわる問題を解決するために日夜取り組んでいる団体でもあります。

そういったことを含めて、皆さん方がこの議案について賛成いただけることをお願いいたします。
して、私の賛成討論といたします。

- 議長（田原 親君） これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより議案第142号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第142号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

- 議長（田原 親君） 挙手多数です。よって、議案第142号は委員長の報告のとおり可決されました。

-----・-----・-----

日程第47．議案第143号

- 議長（田原 親君） 日程第47、議案第143号福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村数の増減についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

- 総務常任委員長（吉元 成一君） 議案第143号福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村数の増減について、本案について慎重審査の結果、築上町、みやこ町等7市町村の合併による市町村数の増減であり、原案のとおり可決すべきと決定いたしましたので報告いたします。
- 議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第143号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第143号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第143号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

-----・-----・-----

日程第48．議案第144号

- 議長（田原 親君） 日程第48、議案第144号京築広域市町村圏事務組合規約の変更につ

いてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

- 総務常任委員長（吉元 成一君） 議案第144号京築広域市町村圏事務組合規約の変更について、本委員会に付託されました上記議案につきまして慎重に審査した結果、本組合の事務所を行橋から豊前市に移転するために生じた規約の変更であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。
- 議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第144号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第144号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第144号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

-----・-----・-----

日程第49・議案第145号

- 議長（田原 親君） 日程第49、議案第145号豊築地区障害程度区分認定審査会の共同設置についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

- 厚生常任委員長（西口 周治君） 議案第145号豊築地区障害程度区分認定審査会の共同設置について、本案について慎重に審査しました結果、障害者自立支援法の施行に伴い、障害程度区分認定の共同設置をするものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
- 議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第１４５号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第１４５号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第１４５号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

-----・-----・-----

日程第５０．議案第１４６号

- 議長（田原 親君） 日程第５０、議案第１４６号福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

- 総務常任委員長（吉元 成一君） 議案第１４６号福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減について、本委員会に付託されました上記議案については、慎重審査の結果、原案を可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

- 議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第１４６号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第１４６号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第１４６号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

-----・-----・-----

日程第５１．議案第１４７号

- 議長（田原 親君） 日程第５１、議案第１４７号福岡県自治会館管理組合を組織する町村数の減少についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

- 総務常任委員長（吉元 成一君） 議案第１４７号福岡県自治会館管理組合を組織する町村数の

減少について、本委員会に付託されました上記議案につきましては、慎重審査の結果、八女郡上陽町の八女市に編入合併することに伴う減少であるということで、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

- 議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで質疑を終わります。
これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで討論を終わります。
これより議案第１４７号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第１４７号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第１４７号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

-----・-----・-----

日程第５２．議案第１４８号

- 議長（田原 親君） 日程第５２、議案第１４８号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

- 総務常任委員長（吉元 成一君） 議案第１４８号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について、本案について慎重審査の結果、市町村合併に伴って生じた議案であります。原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。
- 議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで質疑を終わります。
これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで討論を終わります。
これより議案第１４８号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議

案第 1 4 8 号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第 1 4 8 号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

-----・-----・-----

日程第 5 3 . 議案第 1 4 9 号

- 議長（田原 親君） 日程第 5 3、議案第 1 4 9 号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

- 総務常任委員長（吉元 成一君） 議案第 1 4 9 号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について、上記、本委員会に付託されました議案については、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。
- 議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第 1 4 9 号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 1 4 9 号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第 1 4 9 号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

-----・-----・-----

日程第 5 4 . 議案第 1 5 2 号

- 議長（田原 親君） 日程第 5 4、議案第 1 5 2 号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

- 総務常任委員長（吉元 成一君） 議案第 1 5 2 号公の施設に係る指定管理者の指定について、本案について慎重審査の結果、管理者の指定手続を適用せず、特定の団体に対して指定するもの

であり、関係条例の規定を適用し合理的な理由に該当する団体としてFM施設を東九州コミュニティ放送株式会社に対して指定するものであります。慎重審査の結果、原案を可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

- 議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第152号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第152号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第152号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

-----・-----・-----

日程第55．意見書案第5号

- 議長（田原 親君） 日程第55、意見書案第5号ハンセン病療養所の「胎児標本」の取扱いに関する意見書についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

- 厚生常任委員長（西口 周治君） 意見書案第5号ハンセン病療養所の「胎児標本」の取扱いに関する意見書（案）について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより意見書案第5号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。意見書案第5号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第5号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

-----・-----・-----

日程第56．請願第2号

- 議長（田原 親君） 日程第56、請願第2号出資法の上限金利の引下げ等「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める請願書についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

- 総務常任委員長（吉元 成一君） 請願第2号出資法の上限金利の引下げ等「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める請願について、本委員会に付託された上記議案につきましては慎重審査の結果、サラ金・クレジット等の多重債務者を防ぐための規制の改正を求めるものであり、原案のとおり採択すべきものと決定いたしましたので報告いたします。
- 議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで質疑を終わります。
これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで討論を終わります。
これより請願第2号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は採択です。請願第2号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、請願第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

-----・-----・-----

日程第57．陳情第3号

- 議長（田原 親君） 日程第57、陳情第3号信号機設置に関する陳情書についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

- 総務常任委員長（吉元 成一君） 陳情第3号信号機設置に関する陳情書について、本件につき

ましては慎重審査の結果、危険防止策としての信号機設置については採択すべきものと決定いたしました。

なお、信号機の設置には執行部から関係機関に対し協議調整されることを申し添えておきます。

- 議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより陳情第3号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は採択です。陳情第3号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、陳情第3号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

-----・-----・-----

日程第58、陳情第4号

- 議長（田原 親君） 日程第58、陳情第4号上大坪農道に関する陳情についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

- 産業建設常任委員長（岡田 信英君） 陳情第4号上大坪農道に関する陳情書について、本件について現地調査を含め、慎重に審査した結果、全会一致で採択するものと決定しました。

以上です。

- 議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより陳情第4号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は採択です。陳情第4号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、陳情第４号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

-----・-----・-----

日程第５９．継続分意見書案第２号

- 議長（田原 親君） 継続審査分についてを議題とします。日程第５９、意見書案第２号医療制度改革関連法案に反対する意見書（案）についてを議題とします。

お諮りします。本案について第１回定例会に厚生常任委員会に付託して継続審査になっていた事案ですが、その事案について取り下げる撤回請求書が議長に提出されました。撤回理由についてはお手元に配付していますとおりです。

また、厚生常任委員長の報告書にありますように、取り下げを承諾していますので申し添えます。

については、意見書案第２号は会議規則第２０第１項の規定により撤回することとしたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第２号は撤回することに決定しました。

-----・-----・-----

日程第６０．議案第１５３号

- 議長（田原 親君） ここで、追加議案です。

お諮りします。日程第６０、議案第１５３号の平成１８年度築上町一般会計補正予算（第３号）についてから、日程第６４の常任委員会の閉会中の所掌事務調査については、会議規則第３９条第２項の規定により委員会付託を省略し、本日即決することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） 異議なしと認め、よって、日程第６０、議案第１５３号から日程第６４までを委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第６０、議案第１５３号平成１８年度築上町一般会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。財政課長。

- 財政課長（田原基代孝君） 議案第１５３号平成１８年度築上町一般会計補正予算（第３号）について、地方自治法第２１８条第１項の規定により、平成１８年度築上町一般会計補正予算（第

3号)を別紙のとおり提出する。平成18年6月28日、築上町長新川久三。

○議長(田原 親君) 町長。

○町長(新川 久三君) 議案第153号ということで、18年度の築上町一般会計補正予算(第3号)を提出させていただきました。

本予算は、規定の歳入歳出予算の総額に1,800万1,000円を追加いたしまして、96億2,392万5,000円とするものでございます。

予算の内容は、急遽、これは経済通産省の方から今まで打ち合わせをしておりましたけれども、内示がございました。補助金の採択する予定があるので、すぐ補助金交付申請しなさいということで、この内容は、バイオマスの関係で今まで調査委員会、重ねてきておりましたけれども、これを国の方に申請していったと。中身は、これはエタノール化ということで、水田農業の関係で米をエタノールにして自動車のエンジンにまぜて使おうと、このような考えのそのもとで検討を4月からしてまいりました。そして、この考え方を九州経済通産局を通じまして、経済通産省の方に申請をしたわけでございます。

基本的には、今国が非常に着目しておるのは、やっぱり京都議定書ということで、CO₂の削減、これを何とかやらなければならないというようなことで、これは、国の方は経済産業省と、それから農林水産省、環境省、内閣府ということで3省1府が共同で取り組んでおります。ちょうど我々の、この構想のもと、もう既にブラジルあたりではトウモロコシをエタノール化して、既に自動車のエンジンとして実用化しておると。さらには、沖縄の方ではサトウキビの搾りかす、これを利用してエタノール化やっついこうというふうなことで、既に実験プラントが沖縄の宮古島、それから硫黄島ですか、この2つはできておると、このような状況でございます。

かかるに、この地域は稲作地帯だということで、何とか転作田にこの多収米の稲を栽培してこのプラント工場を一応つくったらどうだろうかということで、調査事業に入るということで822万1,000円の100%のこれは補助がつけました。ことし1年、一応産・学・官というようなことで、5つの大学の先生方と、それから産業の方は酒造メーカー、それからあと農機具メーカーとか、いろんな形で資本を出していただけるような会社を選択しながら一応調査委員会をつくっていこうという、そして、県の方も参加をしていただこうというふうなことで、この調査を行うわけでございます。

必ず、今のこの築上町の農業というのは、大体稲作主体の農業でございましたし、農業の伝統文化を守り、そして今言われておるCO₂の削減と、そして地域にまたこういう工場をつくれば雇用ができるというようなことで、何か一つ歯車を回せばこの築上町の活性化、いわゆる一つの産業が形成できるのではなかろうかなということで取り組みをしておるところでございます。

そしてまた、もう一点は、この補正予算の中身は、6月22日以来大雨が降っております。こ

の中で、町内数カ所に公共施設、それから農業施設、それから林道等々に若干災害が出てきております。その応急措置の予算と、それから国に災害申請をするための調査のための予算を計上させていただいておるところでございます。

よろしく御審議いただき、御採択をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（田原 親君） これで提案理由の説明を終わります。

これに対する質疑の方。川端議員。

○議員（25番 川端 政廣君） お尋ねをいたします。

今回、1,800万ほどの予算で通産省の方からいただいたという、今説明を受けました。の中で、今町長からバイオマスの活用エネルギーを利用するということで、私もさきの3月議会で新エネルギー、自然エネルギー、こういうものを利用していろいろやってほしいという一般質問をやってまいりました。そういうことで、徐々にこういう形でやっていっていると思いますが、この中で6ページ、歳出の中で報酬と費用、ここで約300万ほど組んでおります。いわゆる費用弁償と旅費ですね。こういう形組んでおりますが、こういう新しい委員会をつくってやっていくのか、そこを少し説明をしてください。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） お手元にも資料を差し上げておるとは思いますけれども、一応補助事業の経過、補助申請をしたまでの補助の、いわゆるこちらの提案を九州通産局の方に提出しております。その中に大学の先生も、既に一応予定委員候補ということで、何ページぐらいになるかな。ちょっと待ってくださいね。一番最後から3ページ目に、大学の先生と企業等々の委員候補と、委員構成予定表ということで上げておりますが、この方々が遠方から来ていただきます。そういう形の中で一応予算的には少し町内の各種委員会とは違う予算組みでさせていただいておると。旅費等も多分たくさん要るだろうということで考えております。

以上です。

○議長（田原 親君） 信田議員。

○議員（26番 信田 博見君） バイオマスに関することでございますけども、きょう、資料をいただきました。が、その報告の中に「現時点では構想の段階ではございますが」とずっとありまして、「サトウキビからではなく、米からエタノールを作成し、新エネルギーとしてはいかがなものだろうか」という文面が、「いかがなものだろうか」という言葉遣いはちょっと私わからないんですけれども、「としてはいかがだろうか」ということじゃ、これ間違いじゃないですかね。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） これは、事務レベルでは一応こういう形で、当初から（ ）つくって
おった形でございますし、これは、いかがとはしないで、調査事業をやりますということで理解し
てもらいたいと思います。

○議長（田原 親君） ほかにありませんか。岡田議員。

○議員（24番 岡田 信英君） エタノール関係の、町長、説明がございました。私たちもテレ
ビ、ニュース、新聞等であらかたその状況内容は周知しておるつもりです。

なお、椎田でこのようなエタノールの工場をつくるということに対して、私どもちょっと疑問
持つんですよ。というのは、築城と椎田と比べて、我々の旧築城町から見れば、築城の米はおい
しいと、椎田の米は八田地区、宇留津、海岸地区はもうおいしゅうないと。そういうことでエタ
ノールの方に持っていったんじゃなかろうかというような、一つまずそういう危惧がありますね。

それと、面積からすれば、なぜ宇佐平野とか佐賀平野とか筑後平野とか、大地的なところにそ
ういうのつくらないのかと。面積からしたらもう日本全国、米の産地はいっぱいあるんですね。
これは、果たして成功するかどうか。過去に、旧椎田町は牛の問題とか岩丸の問題とか木工の問
題とか、さまざまな実案計画、立派なものがあつたけど、すべて失敗したというふうに、過言で、
あつたといっても過言でないですね。その中でこういう、もちろんエタノール計画の方、内容立
派なもんですよ。私も、これ反対するということはございませんが、絶対これはもう過去の失敗
例をしないように、ぜひ慎重にやってもらいたい。我々築城の方から見れば本当、椎田の米おい
しゅうないけ、そうするんじゃというしか、単純に言えばそういう考えしかないですね。

以上ですが。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 椎田の米がおいしゅうないって、おいしゅうございます。これは岡田議
員もちょっと考えを変えてもらわなければ、椎田の米も宇留津の米も椎田干拓の米もおいしゅう
ございます。食べてみていただきたいと。今液肥でつくった米って非常においしい米ができてお
りますし、これはやっぱり今まで椎田で培ってきた、やはりバイオマスの一環という形でし尿を
肥料に使おうという形で、おいしい米をつくっておりますし、ぜひ、学校給食も全部この米を使
っておりますし、そういうことで御理解をお願い、だから、この問題は、今までの事業とは規模
が違います。産・学・官ということで、九州の知恵を全部集めてやっていこうということで、今
ごろんいただければ、九州大学、それから佐賀大学、熊本大学、長崎大学、そして地元では北九
州大学というふうなことで、大学のトップレベルの先生方に集まっていただき、そして企業も実
績のある企業、小倉で共同で、いわゆる法人株式会社を立ち上げて、国の方もこの問題について
は、非常に環境問題ということで応援をしようというようなことで、あとプラントをつくるとき
に、これ申し忘れましたが、農水省の方で50%のプラント建設費が出ると。あとは会社の方が、

いわゆる資本を募ってやってほしいというふうな形で、非常に大がかりな事業になるかと思えます。

一大、この築上町に一つの大きな企業ができるというふうに考えていただければ、これやはりこのエタノールの実用、これはもう当然ブラジル、アメリカも法規制をやっております。アメリカは、こういうエタノール関係を10%購入すれば、いわゆるガソリン税の分、税金をかけないと。こんな形でいろんな国からの、いわゆる側面からの支援があるというようなことで、国も今、先ほど申したように3省1庁下で一緒にこのCO₂削減に取り組もうというようなことで推進しておるんで、これは画期的な私は、これを製造まで持って行って、そしてあと石油会社、いわゆるそこと連携も必要になってまいりますんで、まだまだ、一応ことしは調査を国から事業費もらってやろうということになりますんで、御期待をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（田原 親君） 岡田議員。

○議員（24番 岡田 信英君） そのいろいろの、この立案計画の中で、それは私何回も言うように、過去の椎田町にかかわらず、立案計画はさまざまな問題が、立派な計画進んで、いろんな資料出して。しかし、これ長続き、経過が余りようないということが一つの危惧しております。

それと、今町長言ったように、椎田の米、もちろん地元やからおいしいとかそう言いましょう。言いましょうけど、何でそのおいしい米を全国に売らんですか。椎田の米はこんだけ立派な物やからどんどん販売すればいいじゃないですか。その努力すらせんで、おいしいちゅうても、それ人は信用しませんよ。まして、この面積でもって、（「議長、質疑、質疑。（ ）に対して質疑しよるんか」と呼ぶ者あり）それで、今言うようなことで、私は、危惧してるが失敗せんように、つくるのは、今言うようなそういう立派なもんと思うけど、今後そういう失敗がないように期待して質問を終わります。

以上です。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 全部米をつくって売れという、今岡田議員の一件。これは到底それはできません。おいしい米でもやはり国のルールの中で、いわゆる転作、減反政策というのがございます。そういう形の中で、これはある程度ルールが町として守る。この減反の中に米をつくっていかうと、そしてこの中に多収納品種で、例えば10俵、12俵、13俵とできれば多くできるように、味はなくてもいい、多くできる品種を作付して、いわゆる転作田にこの分を有効的に使っていこうと。そうすることによって食糧危機が来たときには、この田んぼを守り、そしてそこには今度人間が食べる米をできるような形で環境も守っていこうと。こういうことを考えておるわけございまして、全部私は、この築上町の田んぼに米をつくっても売りさばけるとは思っ

おりませんし、それはやっぱり一つ、食べる米は転作という一つの問題がございます。これをクリアしていかなければ、個人で全部売り切れば、それはどうぞ、つくっていいよという今制度になっておりますですね。だけでも、これはやっぱりＪＡ、それから町という形で連携しながら、やっぱりこういう農業政策は私は進めていくべきであろうし、そういうことで答弁したいと思います。

○議長（田原 親君） ほかにありませんか。西畑議員。

○議員（８番 西畑イツミ君） いただいた資料の４ページに、菜種のバイオディーゼル燃料化について調査って書かれてるんですけど、現在、菜種は余り栽培されてないんで、それを裏作として大いに取り組むということなんでしょうか。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 今のこの議案とは関係ございません。資料に出してあるんで、若干。西畑議員、湊で菜種油をつくって、菜種を油をつくって売ってるの御存じでしょう。ねえ。それを今からそれぞれ農家の方、それでその分はまた回収して、これをディーゼル油に使っていこうと、こういう計画でございますんで多分知ってると思いますよ。

○議長（田原 親君） 今の言ったのは議案の質疑じゃない。議案と違いますよ。いいですか。（「議事進行」と呼ぶ者あり）いいですか。（「後で聞きます」と呼ぶ者あり）これで、ほかにございませんね。辻上議員。

○議員（２０番 辻上 浩君） 事業の実施の体制という区分図を見ますと、調査委員会、当面は調査委員会が中心となっていく形になると思いますけれども、実際上は、これは参加していくには生産農家、営農組合、こういうところが実際上は実施していく人たちになるであろうと思うんですが、この調査委員会等、実施計画つくっていく段階で生産農家の方、組合等の方、消費者といいますが、そういう方、こういうところは調査委員会の中のメンバーには入っていないんでしょうか。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 当然入ります。７ページを見ていただければ、ここにもエタノール適用米の栽培に関する事という、いろんな一応形でチームをつくっております。その中でＪＡ豊築、それから築上町集落営農組織連絡協議会と、それからあと県も入ってもらっとる。この中には、福岡県農業総合試験場ですかね、そういう形で一応農業関係者入っていただきながら、一応調査を行っていこうと。そして、いろんな意見を集約しながら、必ずやっぱ物にできるものをつくっていかなくちゃいけないということで、絵にかいたもちではいけないと、このように考えておりますんで、そういうもうトップレベルの皆さんの考え方を集めながら、そして生産者も当然入っていただくと。一応計画はできたは、米のつくり手がいないというわけでは困りますんで。そして、

広くは、これを築上町じゃなくて、原料はよその町からも転作田で、私は一応この転作田をこの豊前地域、京築の中でどんどん広めていけば私はいいのではなかろうかなと、このように考えております。

○議長（田原 親君） 辻上議員。

○議員（２０番 辻上 浩君） まだ調査段階で、事業を実施の規模というのが概算ではわかりにくいと思うんですが、例えばこういうプラントを立ち上げるに必要な概要、施設の一応予算の概要的なもんですね。プラント事業、どれぐらいの予算的な規模、あるいは対象、地域ですね。これで見ますと、日程的なスケジュールはありますが、資料、エタノールプラント並びに関連施設の仕様書策定というのが１０月から１１月にかけてというふうになっております。大方の予算規模がわかれば、一応知らせていただきたいんですが。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 私はそこまで検討してございませんけど、この委員会の中で検討してもらおう。しかし、ある一定の貯蔵会社、今できておりますよね。この貯蔵会社をつくるくらいのお金は私は要るのではなかろうかなと。いわゆる米を発酵させて、それをエチルアルコールにしたのがエタノールということでございますんで、そして、これをあと燃料の中に。純度の高いアルコールという形で、１００％に近いアルコールをつくっていかねばエンジンの燃料にはならないと。水分が多い形ではないということで、非常にやっぱりある程度のプラント建設費が必要だと思います。幾らかかるかというの今聞かれても、あと調査の中でしかちょっとお答えできないという。当てずっぽうで言っても何でございますんで、相当の資本を集めてやらなければいけないということで、町だけではやれないということで、国の補助金、そして民間からの出資という形で、これがやっぱり息の長い形になれば、民間の方も必ず参入してくると。そして、民間というのは石油会社、それから酒造会社、それから農機具会社とか、いろんな形で、それから自動車のメーカーも当然必要になってきましようし、そういう呼びかけをしながらコンセプトをとっていきたいと、このように考えております。

○議長（田原 親君） いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第１５３号について採決を行います。議案第１５３号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第 1 5 3 号は原案のとおり可決することに決定しました。

-----・-----

日程第 6 1 . 議案第 1 5 4 号

- 議長（田原 親君） 日程第 6 1、議案第 1 5 4 号物品売買契約の締結についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

- 総務課長（中村 信雄君） 議案第 1 5 4 号物品売買契約の締結について、町単独事業、築城中学校給食室備品購入について、次のように物品売買契約を締結するものとする。平成 1 8 年 6 月 2 8 日提出、築上町長新川久三。

- 議長（田原 親君） 町長。
- 町長（新川 久三君） 議案第 1 5 4 号は、物品売買契約の締結でございますが、これは条例によって、物品の購入については 8 0 0 万円以上の購入については議会の議決が必要だというようなことで、今仮契約を行っております。

入札は後の方に指名入札結果表というのをつけておりますんで、説明は割愛させていただきますけれども、王子テック株式会社という会社が落札をいたしております。福岡市早良区次郎丸 6 丁目 5 番 8 号、代表取締役ノセヒデヒロということで、予定価格は 1, 2 0 0 万円に対して、落札価格は 1, 0 1 4 万ですかね、ということで落札をいたしており、この分は築城中学校の給食室に納める備品ということで、食器類、それからいろんなそれに関連する、これは椎田中学校に一昨年納入していますが、それを参考にいたしましたところでございます。

以上です。

- 議長（田原 親君） 以上で提案理由の説明を終わります。
- これより質疑を行います。質疑の方。吉元議員。
- 議員（7 番 吉元 一也君） これ、大体予定価格が 1, 2 6 0 万で 1, 0 6 4 万 7, 0 0 0 円、これで落札、これ落札率はどうなってるか。

それと、（ ）式で、築城中学校今まで（ ）やるっていうか、これ契約農家か何かと、米とか野菜の契約結んでやっているのか、そこんところお尋ねしたい。

- 議長（田原 親君） 町長。
- 町長（新川 久三君） 落札率は 8 4 . 5 ということで、そうです。

一応この米は築城産の米を使うということで、しかしこれ学校給食会納めると。椎田とは若干逆です。椎田は地産地消という考え方で、そして例の液肥米、これが特別につくっております。

これを学校給食に使うということで、給食会との話をしながら、直接農家が学校の方に納める。築城の方は、築城の米を給食会に一たん納めて、給食会が納入すると。こういう状況だそうでございます。

○議長（田原 親君） ほかにございませんか。西畑議員。

○議員（８番 西畑イツミ君） アスベストのことがとても不安なんですけど、全くないということで、後でアスベストのことが発見されておりますので、この調理器具、多分釜のところにアスベストが使われてたということで、調査をした経歴が２年前ですか、であります。そういう心配はないのかどうかお尋ねいたします。

○議長（田原 親君） 町長。

○学校教育課長（中村 一治君） 今度の釜につきましては、そういう心配は全くないということでございます。

○議長（田原 親君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第１５４号について採決を行います。議案第１５４号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第１５４号は原案のとおり可決することに決定しました。

-----・-----・-----

日程第６２．意見書案第６号

○議長（田原 親君） 日程第６２、意見書案第６号在日米軍再編に伴う築城基地における米軍使用強化反対の意見書（案）についてを議題とします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を願います。江本局長。

○事務局長（江本偉久雄君） 意見書案第６号在日米軍再編に伴う築城基地における米軍使用強化反対の意見書（案）の提出について、標記の意見書案を別紙のとおり、築上町議会会議規則第１４条の規定により提出します。平成１８年６月２８日、提出者築上町議会議員辻上浩、賛成者、築上町議会議員工藤久司、賛成者、同、山中正治、賛成者、同、田村與四郎、賛成者、同、塩田昌生、賛成者、同、繁永隆治、賛成者、同、丸山年弘、賛成者、同、田村兼光、賛成者、同、武

道修司、賛成者、同、有永義正。

以上です。

- 議長（田原 親君） 辻上議員、簡単に提案理由の説明を求めます。
- 議員（20番 辻上 浩君） 内容といたしましては、前回、3月の定例会、全会一致で決議したものとしまして変更はございません。中間報告や最終報告に対して、その都度私ども議会は国と当局へ抗議し、反対の申し入れをしてまいりました。にもかかわらず、今回、閣議決定したことに対しまして、米軍の基地の強化に対しては改めて抗議し、反対の意思を示すものとなっておりますのでよろしくお願いをいたします。

- 議長（田原 親君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより意見書案第6号について採決を行います。意見書案第6号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第6号は原案のとおり可決することに決定しました。

-----・-----・-----

日程第63．意見書案第7号

- 議長（田原 親君） 日程第63、意見書案第7号出資法の上限金利の引下げ等「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書（案）についてを議題とします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。江本局長。

- 事務局長（江本偉久雄君） 意見書案第7号出資法の上限金利の引下げ等「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書（案）の提出について、標記の意見書案を別紙のとおり、築上町議会会議規則第14条の規定により提出します。平成18年6月28日、提出者、築上町議会議員白石隆則、賛成者、築上町議会議員田村與四郎、賛成者、同議会議員宮下久雄、同じく賛成者、同議会議員、丸山年弘、賛成者、同議会議員川端政廣、賛成者、同議会議員信田博見、賛成者、同議会議員吉元成一。

以上です。

- 議長（田原 親君） 白石議員、簡単に説明を求めます。
- 議員（５番 白石 隆則君） 小泉政権が推し進めました改革路線は、一定の成果を見せておりますけれども、反面、格差を生み出しました。破産申立件数は、年間２１万を超える高水準にありまして、倒産、リストラによる失業や収入減などを理由とする生活苦型自己破産が大半を占めています。また、経済的理由によって自殺者は８，８９７名に上り、多重債務を起因とする事件も多数起こっております。厳しい経済情勢の中であえぐ一般市民が安心して生活できる消費者信用市場の構築と多重債務の抜本的（ ）のため、出資法の上限金利を利息制限法の制限金利まで下げるよう求めるものでございます。

以上です。

- 議長（田原 親君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより意見書案第７号について採決を行います。意見書案第７号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第７号は原案のとおり可決することに決定しました。

-----・-----・-----

日程第６４．常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

- 議長（田原 親君） 日程第６４、常任委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

それぞれの常任委員会委員長から閉会中の継続審査の申し入れがありましたので、これを許可したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議員（２０番 辻上 浩君） 議長、基地対策特別委員会並びに議会の広報調査特別委員会も閉会中の調査を申し出たいと思いますが。（「それ、いいでしょう」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）（「これ、いい」と呼ぶ者あり）（「今、常任委員会ちゅうたけね」と呼ぶ者あり）

(発言する者あり)(「しています」と呼ぶ者あり)

○議長(田原 親君) しております。特別、基地対もしておりますそうです。全部しちよるじやろ。(「してます。これだけです」と呼ぶ者あり)全部しとるそうです。(「いいですか」と呼ぶ者あり)いい。(「よろしいですか」と呼ぶ者あり)(発言する者あり)(「してます」と呼ぶ者あり)これからでもすっか。もう一回、改めてするかね。(発言する者あり)

○議員(27番 吉元 成一君) 開会中は、本議会の開会中、それが終わったら閉会やから、閉会()おかしい()。

○事務局長(江本偉久雄君) 事務局、江本です。特別委員会の閉会中の審議につきましては、3月の臨時議会のときにおいて、期限つきでもって閉会中の審査を求めておりまして可決されておりますので、よろしいかと思います。

以上です。期限つきでもって継続の審査しております。期限につきましては来年までありますので、よろしくお願いします。

○議長(田原 親君) いいですか。いいですね。

-----・-----・-----

○議長(田原 親君) 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

午前11時58分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員